南部町部活動の地域移行のあり方に関する提言

令和6年3月

南部町部活動あり方検討委員会

はじめに

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)に基づき、南部町における学校部活動、地域クラブ活動の今後のあり方に関する基本的な計画を策定するため設置されたのが「南部町部活動あり方検討委員会」である。

令和2年9月、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの考えが示された。そして、スポーツ庁及び文化庁が設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」によって、令和4年6月と8月にそれぞれ提言(以下、国有識者会議提言)が取りまとめられた。県においても「運動部活動在り方検討会」が開催され、国有識者会議提言に対する対応について協議されてきた。本委員会では、それらの内容を踏まえつつ、本町の実情に応じた地域移行を進めることができるよう、令和5年度に5回にわたって協議を重ねてきた。

国有識者会議提言に対する国の考えは、令和 4 年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として示されたところである。県の対応については、令和 5 年 8 月に「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」が出され、これにより令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間が「改革推進期間」として位置づけられた。しかし、国及び県は明確な地域移行の完了時期は設定せず、早期の地域移行を目指すことを示すにとどまっている。

令和6年度以降の学校部活動地域移行を進めていくにあたっては、現段階における本町の方向性について学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等に示す必要性があると考え、「南部町部活動の地域移行の在り方に関する提言」として取りまとめ、本町教育委員会に対して示すこととした。

少子化の中でも、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会や選択 肢の幅を学校や地域の実情に応じながら確保し、卒業後も本町において生涯にわたり 継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、本提言を踏まえた地域移 行が進められていくことを期待する。

南部町部活動あり方検討委員会委員長

提言I

令和6年、7年度を南部町における学校部活動改革推進期間とし、町教育委員会は令和8年度の「南部町型地域クラブ方式」(※1)への完全移行に向けて、各学校・総合型地域スポーツクラブ・公民館等と連携してその整備にあたること。

- 現在の学校部活動(※2)を廃止し、南部町の中学生の放課後活動の受け皿として新たに「南部町クラブ」(※3)を立ち上げることの趣旨や、本提言の内容、進捗状況等について、学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等へ周知すること。
- ○「南部町クラブ」を運営できる体制を整備する過程において、クラブ指導員(※4) を町に引き続き配置すること。また、「南部町クラブ」の受入候補と想定されるジュニアチームやマスターズクラブの指導者が平日の指導も可能であれば、クラブ指導員として町に配置し、生徒の放課後活動の場が学校部活動から「南部町クラブ」へスムーズに移行する素地をつくるとともに、専門的な知識教授や技術指導を生徒が受けることができる環境・体制をつくること。
- 改革推進期間中のスケジュールの目安(別表 I)をもとに、両中学校の進捗状況 や課題を把握し、クラブコーディネーター(※5 詳細については提言3)と解決に向 けて随時情報を共有していくこと。
- ○「南部町クラブ」の受入可能なジュニアチームやマスターズクラブなどの各地域クラブを把握すること。「南部町クラブ」として活動する際は、学校施設等を優先して利用できるようにしたり、学校部活動で使用していた用具を「南部町クラブ」でも使用できるようにしたりするなど、活動施設及び用具の確保に係る支援策について検討すること。また、生徒の放課後の町内移動に係る手立てや参加費用負担等への支援策についても検討すること。
- ○「南部町クラブ」および南部町在住の南部町立中学校生徒が、中体連、中文連または協会、連盟等の主催する中国大会以上の上位大会に出場する際には、その出場にかかる費用に対して補助がなされるよう準備を進めること。

- ※1 学校部活動の地域移行を行うにあたり、南部町の実態を踏まえ作成した、平日 放課後及び休日の活動を一体的に地域クラブとして行うことを想定した方式。 (別表 2)
- ※2 中学校の生徒が放課後や休日に行う、教育課程外の教育活動として行う、運動 や文化的な活動。
- ※3 学校部活動に代わり、南部町での新たな受け皿となる地域クラブの総称。
- ※4 学校部活動改革推進期間中において、学校部活動に参加する中学生へ、その専門性を生かして知識教授や技術指導にあたる。
- ※5 学校部活動改革推進に向け、中学校や既存団体との調整等にあたる担当者。

町教育委員会は、「南部町型地域クラブ方式」の完全実施までの間は、南部町クラブの現状及び課題の把握に努めるとともに、完全移行に向けて必要な対応等についてクラブコーディネーター、学校とともに検討を続けること。(「南部町クラブ」に関する定例会の開催)

- 学校部活動改革推進期間中のスケジュールの目安(別表 I)をもとに、検討する内容を例として示すこと。
- ○「南部町クラブ」の整備については、既存の各スポーツ・文化芸術団体等に情報を 周知すること。また、中学生の放課後、休日の多様なスポーツ・文化芸術活動が今 後も保障されるよう、総合型地域スポーツクラブ、公民館等ほか官民問わず各団体 との連携を促進するとともに、当該活動のあるべき姿について継続して検討を行っ ていくこと。

町教育委員会は、改革を推進するために、町にクラブコーディネーターを配置すること。また、クラブコーディネーターは「南部町型地域クラブ方式」の完全実施に向けて中学校や既存団体との調整等にあたること。

- クラブコーディネーターの主な役割は次のとおりとすること。
 - ・「南部町クラブ」の整備を、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して支援する。
 - ・ 新たなクラブ指導員の候補選出や日程調整など、「南部町クラブ」の実施に関する課題解決に学校や町教育委員会と協働してあたる。
 - ・「南部町型地域クラブ方式」に向けて必要な調査、研究を町教育委員会、学校と協力して行う。
 - ・ 必要に応じて学校部活動改革に係る会議を開催する。
- 各中学校にはクラブコーディネーターとの連携を図るための担当者を置く。担当者 の主な役割は次のとおりとすること。
 - ・ 各中学校において、クラブコーディネーター、町教育委員会等との連絡をとりま とめ、必要があれば会場や時間等の調整、周知にあたる。
 - ・「南部町型地域クラブ方式」の体制整備に向けて、学校として行う支援等に代表してあたる。

町教育委員会は、「南部町クラブ」での指導が可能な人材を県教育委員会、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して広域的に確保し、クラブコーディネーターとともに指導者の派遣にかかる連絡・相談にあたること。また、地域との連携・協働が積極的に進められるよう、コミュニティ・スクールを基盤とした新たな体制を整備すること。

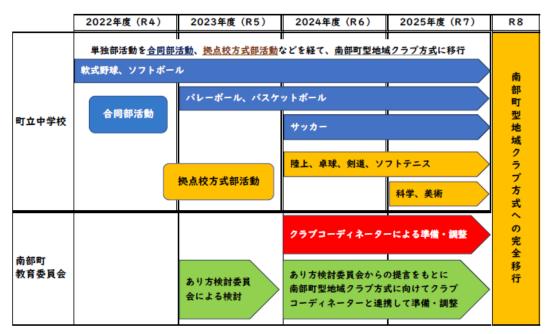
- 放課後及び休日の指導を希望する教職員が「南部町クラブ」の指導者として指導 にあたることができるよう、兼職兼業に係る取扱いについて周知すること。また、「南 部町クラブ」が兼職兼業許可の基準を満たすよう、体制整備を支援すること。
- 各スポーツ・文化芸術団体等に対しても、クラブコーディネーターが直接相談可能 な担当者を団体内に配置するなどの協力を依頼すること。
- 指導可能な人材の発掘に県教育委員会、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して 取り組むこと。
- 学校が設置するクラブについては、その指導および活動に際して、地域との連携・ 協働が進むよう支援すること。
- ○「南部町型地域クラブ方式」の体制整備にあたっては、連携・協働に係る情報を効果的かつ適切に関係者および地域住民に周知すること。

町教育委員会は、各学校や町の実情、進捗状況、国及び県の動向を踏まえながら「南部町型地域クラブ方式」への移行のあり方について継続して検討するために、学校部活動改革に係る会議を必要に応じて開催すること。

- クラブコーディネーターは、その活動に際して収集した情報や進捗状況を、「南部町 クラブ」に関する定例会を開催して、町教育委員会、中学校等に報告すること。
- 会の構成員は、クラブコーディネーター、中学校長、教育委員会事務局担当者とし、 その他必要と考えられる者がある際には別途招集する。
- クラブコーディネーターは「南部町型地域クラブ方式」での「南部町クラブ」への移 行のあり方について調査、研究するための体制を、町教育委員会、学校と協力して 整備すること。
- 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則り、現行の「南部町立中学校における部活動の方針(令和5年8月改正)」の見直し、改正を行うこと。

別表I

南部町 学校部活動改革のスケジュールの目安



別表2

